

エネルギー基本計画の見直しに関する意見書（案）

平成26年4月、政府は、エネルギー基本計画を閣議決定した。同計画は、原子力を重要なベースロード電源と位置付け、今後も一定割合は必ず原発を稼働し続けるということを示すものとなっており、事実上の原発永久化宣言に他ならない。

基本計画では、原子力は、運転コストが低廉で供給が安定しているとされているが、東京電力福島第一原子力発電所の事故が示したように、事故処理の費用やいわゆる核のゴミの処理費用を含めれば、原子力は高コスト電源であり、一たび事故が起きると大規模に電力が失われる不安定電源である。

また、基本計画には、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、原発の再稼働を進めると明記されている。しかし、原子力規制委員会は、規制基準に適合することが原発の安全性を保証するものではないことを認めている。

平成26年5月21日の大飯原発3、4号機運転差止請求事件判決では、原発の稼働は電気を生み出すための一手段たる経済活動の自由に過ぎず、憲法が認める人格権を最優先に考えなければならないとされた。その上で、大飯原発の再稼働について人格権を侵害する具体的危険性があることを指摘し、再稼働の差止めを命じている。この判決で指摘された点は、国内全ての原発に当てはまるものである。

一方、再生可能エネルギーについては、基本計画において導入目標の具体的な記述がなく、我が国のエネルギー供給における位置付けが不明確となっている。

今必要なことは、原子力を重要なベースロード電源と位置付けて原発を再稼働させることなく、再稼働を断念し、原発ゼロと再生可能エネルギーの普及を目指す抜本的な計画を立てることである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、エネルギー基本計画の見直しを行うよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

共

平成26年6月 日

東京都議会議長 吉野利明

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
経済産業大臣

} 宛て